万引犯罪に対する各地の取り組み活発化

全国万引犯罪防止機構（万防機構）

万引き対策に取り組む関係団体などで構成される全国万引犯罪防止機構（東京都新宿区、河上和雄理事長、℡03・3355・2322）は、31日に平成23年度臨時総会・報告会を東京のアルカディア市ヶ谷で開催。総会では、万引き対策で課題となっているマイバッグ、店内確保、処分市場の3小委員会からの提言（関連記事8面）、同機構の活動報告などに加え、新理事を選出。総会終了後には、東京、福岡、岩手で万引防止対策に携わる担当者からの報告・取組みが紹介された。今号ではその概要について紹介する。

「東京万引き防止官民合同会議」＝東京万引き防止官民合同会議：警視庁生活安全部管理官生活安全総務課　中島昭則氏

「警視庁では、万引き防止対策を具体的に進めるために、平成21年9月にアクションプログラムを策定しております。東京万引き防止官民合同会議と各警察署の万引き防止連絡会が連携して、万引きさせない社会環境づくりなどに取組でいます。

当庁では平成21年から万引き防止対策を積極的に進めていますが、平成24年中における警視庁の重点目標について、若干説明いたします。警視庁では安全で安心して暮らせるまち東京の実現に向けまして、犯罪抑止総合対策の推進、総合的な組織犯罪対策の推進、また重大事故等、6つの大項目を挙げまして、全庁挙げて取組べき目標を定めています。その中で、犯罪の起きにくい社会づくりを推進するための重要な取組の1つに、万引き対策を入れて3年間取り組んでいる状況です」

東京都内における万引犯罪の現状について

「平成14年をピークに今年まで、9年連続で刑法犯における認知件数は減少しています。ただ、万引きの占める割合は、平成11年が2・9％だったのに、22年には10・7％まで上がっています。昨年は色々な取り組みをやりました。その結果、10・2％で0・5％減少している結果となっています。万引きの認知件数は、22年と23年を比べると8・8％、1850件減少しております。検挙・補導人員は前年比9％、1459件減少していま す。少年の割合は下がっていますが、高齢者は若干上昇が続いています。万引きの認知件数の推移ですが、平成21年11月から全件届出を実施しています。その11月、12月だけでも前年比24・1％、761件増加しています。従来潜在化していた万引きの実態が、初めて顕著に出たものだと思います。平成22年も1年間取り組み、2万929件と前年比4・9％、974件増加。全件届出を推進した効果の表れだと思っています」

万引き防止対策に向けた取組について

「平成21年12月に官民合同会議を設置しました。一昨年6月には、全警察署の万引き防止連絡会の代表者に来て頂いて、その中身を見て頂きまして警察の取組を紹介しました。昨年12月には業界の方など総勢240名に参加して頂きまして、取組などについてご説明させて頂きました。その官民合同会議を支えているのが、本日参加頂いている各委員の方々です。官民合同会議では、総務・広報・調査研究等、5つの委員会がございます。年3、4回、委員会を開催しまして、取組を色々練っています。

総務委員会は、委員長である当庁の松下整生活総務課長を中心に、委員会の総括・調整、各種会議・行事等の開催に係る事項等の取組を行っています。今日は具体的に2つ紹介させて頂きます。

1つは「規範意識」と「地域の絆づくり」への取組です。「万引き追放SUMMERキャンペーン」を毎年1回、だいたい7月に開催していま す。第1回目には1818名が出席しましたが、深刻化する万引きに対して注意喚起をするために、万引き防止特別アドバイザーの草野仁さんを呼ぶとともに、桜美林大学の坂井教授等による講演をお願いして、規範意識の醸成をはかりました。「万引き防止シンポジウム」は、高齢者や少年による万引き犯罪について、著名人や学識経験者の方による知見を得まして、万引きの背景や問題を明らかにしながら、参加者に幅広く万引き防止を呼びかけた内容です。次に隣接県警との連携強化です。万引き対策を一層強化するには、警視庁独自ではなく隣接県等との取組に格差が生じてはいけないため、万引きの手口や発生の状況、万引き防止に関する取組において情報交換、連携強化を進めることといたしまして、各種会議などで色々な情報の交換を行っています。

広報委員会では、「万引きゼロの日」の推進、全件届出、広報啓発活動等を実施しております。具体的には東京万引き防止官民合同会議のロゴマークを作成。次に万引き防止ステッカー・ポスターの作成。クレヨンしんちゃんの子ども向けポスター、高齢者を対象とした草野仁さんのポスターを作りました。ステッカーは第4回の官民合同会議の際、光る目ということで東京都から作って頂きました。全件届出に向けた取組ということで、警視庁では平成21年11月に捜査書類の簡素化を行ってまいりました。その後、警察官を含めて、書類作成の要領など色々な取組を進めています。書類作成を簡素化して、最初に調査した21年11月〜22年1月31日までを見ると、最初は3〜4時間かかると見られていたものが平均1時間39分でした。今の時期はどうかということで、23年9月15日〜10月14日で見たところ、1時間22分で初回に比べると17分マイナスになっていました。少年の簡易事件の書類作成については、既に1時間を切って、現場で処理できるようになっておりますので、全て届け出て頂けるように宜しくお願い申し上げます。

調査研究委員会は、現在までに高齢者に対する再販防止対策、万引き防止対応ガイドライン等を行ってまいりました。高齢者に対する再犯防止対策ですが、万引き犯罪の原因は調査研究委員会の調査結果で「孤独」・「生き甲斐のなさ」が理由として多かったので、警視庁では平成22年9月から約1年間、20警察署を指定して50才以上の万引き被疑者に対してアンケートを取りました。アンケートの結果、支援を要望する内容に応じて、ボランティアなどに参加頂き、3カ月ごとに連絡を取りました。支援を希望した46人からは、再犯者が全く出ていません。また、地域住民による万引き防止パトロールを安全かつ効果的に進めるために、ボランティア活動用パトロールマニュアルを作成しました。

防犯設備委員会は、現在までの取組として、具体的には、「万引き防止ガイドライン」を作成。これを参考にDVD等も作り、万引きしづらい店舗作りを促進することを目的としています。そして3月からですが、万引きさせない店舗づくりを推進するために、色々な万引き防止対策をとれるところは、「モデル店舗」として認定して、色々なところで役立てて貰おうと思っています。

教育研修委員会は、教育用資料等の作成、各種教養等に係る事項等を行っています。道徳・倫理教材の作成及び活用は、平成21年に警視庁、東京都、東京都教育庁によるワーキングチームを設置して、道徳の時間に使用する指導用教材を、小学生用9種類、中学生用6種類、高校生用3種類を作成。都内の学校2383校に配布。万引き防止の規範意識の醸成を図るための職場体験として、東京都が行っている事業に警視庁も社会の一員として関わり、身に付けるべきマナー、社会性や倫理観、勤労観を養うことを目的としています。万引きについても店の損害や経営の苦労等も知って貰うことも加えてやってもらったところ、良い意見が出ています。これについては毎回の教育研修委員会の中で報告する方向で考えています。

3月6日に「万引き防止のための防犯責任者養成講座」を開催します。小売店舗等の防犯責任者を対象に年に2回実施して役立っています。この中で「モデル店舗」についても説明します。

委員会における今後の取組予定として、業界の方に寄稿文を依頼しております。また2年間の取組、必要な取組などについて文集を作って発行することを考えています。そして、業界等に対するアンケート実施などです。

最後に各警察署に設置している万引き防止連絡会についてですが、地域ぐるみで万引きを防止するために、現在都内97署224連絡会が設置されています。4万2000人が万引き防止連絡会に入って、万引き防止のための取組をやって頂いています。

各警察署ではこうした取組をやっています。業界の皆さまの万引きに対する取組等があれば、ポータルサイトを設けて、数々の取組を広報していきますので、何かあれば事務局まで連絡頂きたく思います」

「福岡県の全県挙げての取組み」＝福岡県警察本部生活安全部安全安心まちづくり推進室長　大庭英次氏

福岡県における万引きの実態

「福岡県の刑法犯認知件数の推移を見ると、認知件数そのものは減少傾向にありますが、万引きに関してはほぼ横ばいで推移しています。相対的には万引きの占める割合は増えています。福岡でも全件届出のお願いをしていますが、万引きの認知件数は増えることが、この取組のバロメーターとも考えられます。他の刑法犯は減少することを望んでいますが、万引きに関しては、現在は届出件数が増えることを目標に掲げています。万引き被害額も認知件数同様横ばいで推移しています。特徴的なのは、全国的にも同様と伺っておりますが、かつては少年の非行事案が大半を占めていた万引きが、近年では高齢者の割合が増えていま す。一昔前は子どもはするけれども、大人はやらない万引き行為が、今は各層に蔓延していることが統計から伺えます。

従来は万引き事件が発生後に対応をしていましたが、予防に重点を置いた万引きをしにくい環境づくりにシフトすることを課題に掲げ、取組を推進中です。主な内容の1つとして、福岡県の万防組織がございます。これまで青少年の非行防止とリンクして活動してきましたが、昨年から非行防止という冠を取り払い、万引き防止の組織として改編しています。2つ目は環境作りの一つとして、お店の雰囲気を損なわない形で、テレビに主演しているタレントさんにボランティアで出演して頂き、音声による注意喚起を進めております。3つ目が疑わしい行為を排除するための新たなルールについて、業界の皆さんにご提案しています。

万防組織の改編の状況ですが、23年末で福岡では49団体・企業、約5000店舗加入頂いていま す。その会員の主催で万引防止研修会等を行い、お店の方への情報提供、交換や啓蒙活動を推進しています。県民向けには福岡のキャナルシティ劇場をお借りして、福岡県万引防止県民大会を開催。高校生などがキャンペーンをすることで、大人たちへの受け止め方が浸透して、胸を打たれたといった感想を頂いています。そして万防組織の予算でHPを開設。HP上に様々な情報やルール、資料などを置いて、必要な方がダウンロードできる仕組みにしていま す。

音声による注意喚起ですが、九州ローカルの朝の番組にレギュラーで出ている徳永玲子さんに店内アナウンスの原稿をお渡しして、音声データに変えて各店舗にお渡ししています。『最近、日常の不安や寂しさから不幸にして万引きに手を染める人が増えています。万引きを見過ごすと、やがて大きな犯罪に繋がってしまいます。当店では皆さんに安心してご利用して頂けるよう、警察と協力し万引きのない明るいお店作りに取り組んでいま す。もし万引きを見付けたら、見て見ぬふりをせず、お店の方に知らせて下さい。皆さんのご協力をお願いします。それでは今日もごゆっくりお買い物をお楽しみ下さい。福岡県万引防止連絡協議会からのお知らせでした』。

実際このような音声を福岡では、博多駅にオープンした阪急百貨店で流させて頂いています」

疑わしい行為とは

疑わしい行為＝①支払い前に商品をカバンや袋等に入れて隠す行為②商品を衣服のポケット等に入れて隠す行為③商品を隠し防犯ゲートを発報させる行為④代金を支払わず店舗の外に出る行為。

「疑わしい行為と店内確保の問題は、似て非なるものとお考え下さい。ここで掲げているのは、刑罰や事件云々ではなく、お店としての迷惑行為です。あなたは万引き犯人ですというものではなく、自主ルールとして、当店ではいけないことしていますという取組で す。こうした取組のため、疑わしい行為と表現しています。現在改訂版を準備しており、（前記）①の中にマイバッグという文言を入れることを考えています。③はもっとわかりやすいように、店内で値札、タグを外したりする行為は迷惑行為などで当店では禁止します。④は店内で商品を食べる、試着室で着て帰る行為を疑わしい行為として定義付けしたものを制作中で す。

これまでの万引き対策は、万引きを「事件」として捉えてきたので、「万引き犯人」と「客」の境界を司法判断に委ねる慣習があります。有罪にならなければ、あくまでも「客」であるため、犯人はどこに証拠があるのか、払うつもりだったという強弁をお店や警察で堂々と行って逃れている実態がありました。これは事後対策中心の考え方と言い換えることもできるのではないかと思いますし、日本の法律制度等を考え合わせて、加害者に対する人権尊重、疑わしきは罰せずというルールがあります。九州でも郊外に大型店舗、商業施設が多数できています。そういう所で、1人の万引き犯人を店の外まで追いかけても、途中で犯人が追跡行為に気付きトイレに入って商品を捨てて出てきた場合、まだ店の中だ、何も持っていないといった弁解が日常的に行われているのが現状です。現状のままでは、加害者に有利な環境だと考え、これからの万引き対策の考え方は万引き＝迷惑行為ということで、代金を払うつもりがあっても隠匿行為と見なされる行為は見咎める宣言をしましょうとの考え方です。有罪になるか否かは、窃盗罪の成立に関する司法の判断であり、商品を管理する側としては、万引きと疑わしい行為を見咎めることとは別次元の判断との発想です。つまり疑わしくは罰せず＝刑罰の問題＝過去の行為に責任を求める考え方。これに対して、疑わしきは迷惑行為＝業界ルール＝将来に向かってお客様に協力をお願いするということで、光の当て方を変えたような解釈を提案しています。これは事前対策中心の考え方で、加害者ではなく被害者側に立った配慮です。これを実施することによって、店内で堂々とポケットの中に商品を入れて、咎められても払う意思はあったという弁解はさせない。払うつもりはあっても、当店では店内で商品をポケットに入れる行為は禁じている。そういうポスターを掲示するだけでも、予め言い訳を用意していた万引きを意図するものが、そのポスターを見ることで、このお店は弁解が通用しない店だと認識することで犯罪を予防する。最も大きい目標は、1つのお店だけがこうした提案をするのではなく、万防組織全体でルールを根付かせることで す。

福岡は土地柄、韓国や中国からの旅行客なども多いので、表記も英語・中国語・韓国語を併記しています。漫画も外国人の方が見慣れたタッチにする工夫をしています。

改訂前は、当店は次の行為を万引きとして通報しますという表現になっています。これを掲示して頂いた後、色々な店舗を回り、ご意見を頂戴しました。大きなショッピング施設の方からは、いきなり通報というのはクレームが寄せられるとの意見がありました。そこで改訂版では、こういう行為に関しては当店では声を掛けさせて頂きます。場合によっては通報もいたしますという表現に変えて準備しています。

店内で確保した被疑者に対する適正な処理というタイトルで、警察部内の第一線で勤務をしている制服警察官、私服捜査員といった彼らに、この疑わしき行為の排除に関するルールについて周知をはかるために、部内執務資料を策定して、警察学校を卒業したばかりの若い警察官でも対処できるように資料を配布しています。

取組を始めて半年程度ですが、3つの効果が寄せられています。利点①は店（員）の負担軽減。従来は店員VS万引き犯、お店の人と万引き犯が対峙する構図で、結局犯人扱いした、しないの問題になります。商品をポケットに入れる行為は、警察に通報することになっているというルールを機械的に説明すれば良くなります。矛先がお店の方に向くと、経営者の立場では店舗にはアルバイトの方や派遣社員の方など様々な方がいるため、販売員に対して難しい対応を教育するのは時間がかかると思います。そこで警察からこう言われていると説明することで、お店側、店員さん側の負担軽減になります。また、犯罪ではない行為で通報したことへのクレームについては、全て警察が対応することにしてします。利点②は再犯防止。そうした取組により、仮に事件としては検察庁に送ることができなくても、当事者が疑わしい行為をしたという記録は残ります。その当事者は同じ言い訳でお店に行きにくくなる。何より万引きはいけないことであると警察が諭す機会が生じる。結果的に再犯防止の効果がある。利点③は規範意識の向上。万引きをされるのは、お店が悪いという台詞が飛び交う状況だったと思います。この発想から脱却して、事業者の経済活動と警察の捜査活動という立場の違いを視点を変えることで事業者による「規範意識向上のための社会奉仕活動」。店側の商行為という一面は勿論ありますが、併せて万引きの啓蒙は社会奉仕活動という風に見方を変えることで、警察と対立するのではなく、警察と同じ目線、土俵でこの取組が可能になるのではないかと考えます。成果としまして、警察官の現場対応が変わって心強い、万引きが減少、逆切れされても警察の後ろ盾があることで説明しやすくなった、店内で食べることに手を焼いていたが通報しやすくなった、ガードマンの負担軽減などの声を頂いています。

私どもが提案するのは、不正を正すことを諦めないということが大切だということだと思います。お店の方には、子どもに夢を売っている商売なので、寛大に対処したいという方もいらっしゃいます。とはいえ、不正を許す、諦めるということは、将来にとってマイナスだろうと思っています。大きなテーマではありますが、諦めないということで、現在関係方面にお願い、提案をさせて頂いております」

お店も良くなる「万引防止の手引き」＝岩手県万引防止対策協議会　東北地区スーパーマーケット協会連合会　今修氏／岩手県警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐　大越剛氏

今 修氏

大越 剛氏

万引き防止の進め方

「当協議会発足の経緯ですが、岩手県では平成21年上半期に、岩手県では万引きが増加しまして、増加率は全国トップとなりました。そこで多くの万引きの舞台となっていたスーパーマーケットの協会に現状を説明して、ご相談しました。そこで今さんとお会いしました。今さんは独自の調査を行って、県内のスーパー経営陣が集まる大会で万引き問題を取り上げて下さいました。そこで大変な反響があったことで、協会が取組む相応の課題だと受け止めて頂きました。私たちは相談を重ね、この問題は警察と小売店だけでは十分な成果を上げるのは困難。社会問題として多種多様な機関、団体の協力が必要との共通認識ができました。そこで、関係機関、団体を個別に回って趣旨を説明して、平成22年3月に当協議会が発足しました。当協議会のベースには、19年に県が発足させました「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」がございます。私たちは万引き防止という個別的な問題から関係する小売団体、商業団体、防犯団体、青少年団体、福祉団体などを集めました。また、行政機関に加え、地元大学の研究者を顧問に迎え、産学官の体制を整えました。会長には県内大手スーパーマーケットの会長をお迎えいたしまして、新日本スーパーマーケットと警察のダブル事務局体制といたしました。

万引き防止対策の進め方ですが、まず現状確認のため全国の万防機構の調査票を参考にして、県内の小売業45店舗からアンケート調査を行いました。また、委員会を設置しまして、各業界の店舗責任者やエリアマネージャークラスの人材でワーキングチームを編成して検討を重ねました。そして浮かび上がった課題は、小売業界では万引きに対する正しい知識が少ない。小売店の万引き対策に一貫したものがない。会社によっても随分違い、同じ社内でも店長任せという所も多くて防止対策、方針、経費、犯人に対する処遇・扱いも違う。被害実態も多種多様で、かつ掴みにくい。業界によっては加害者や被害物品、対応など実態に相当な違いがある。盗品の買い取りやマイバッグ普及など、社会的なシステムの問題もあるのではないか。個別の店舗で取組むだけでは限界があるのではないか。青少年の非行や高齢化、認知症問題等、社会全体で取組むべき課題があるということでした。万引き防止対策方針として、1つめは犯罪の現場となるお店を中心に置き、警察や行政、大学等の各機関が協力して、総合的に取り組む。2つめは、そのためにはまず個別の店舗の取組みを充実させて、地域社会の関係者が連携してくる仕組みにする。3つめは、店や現場からの積み上げによって持続可能な仕組みの中で行うことにしました。トップダウンでの対策は、一時的には良くなっても効果は限定的だと思います。万引き対策は課題も多く、息の長い対策となるため、ボトムアップ方式の対策が絶対に必要ではないでしょうか。

まず取組んだことは、お店で取組む対策テキストとして『万引き防止の手引き』の制作です。次いで万引き多発地区での協議会設立を支援して、キャンペーンや地域活動への参加です。また、万引きのないまちづくり宣言を行い、社会への発信活動を行いました」

「万引き防止の手引き」について

「『万引き防止の手引き』は、委員会活動を経て、22年秋から編集を開始、昨年9月に発行しました。店の立場で店の責任者、防犯担当者に必要な内容、その責任者等が従業員等の啓蒙に活用できるようにとの方針でまとめたものです。本書の内容は、万引き犯罪の概要を色んな角度から解説しています。発生する要因の加害者、被害者の立場から分析。万引き防止のための対策をできるだけ具体的かつ現場で活用できるものを重点的に取り上げています。万引き犯を見付けた時、尾行する時、捕まえた時に何に気を付け、どの様にするべきかということもまとめています。また、捕まった犯人はどうなるのか、一般的な万引き処理フローを掲載していま す。このことは小売店には余り知られておらず、犯人の将来を心配する声があったことから掲載したものです。高齢者の万引きについて、問題を含めて要因や対応方法を記載しています。万引きのない社会づくりのためには、地域社会との連携が重要だということで、お店が行える取組みの方向性などについて提案しています」

万引きのないまちづくり宣言

「通常は万引きをしないさせないといった形の宣言ですが、私どもは万引きをするのもされるのも地域生活者との思いから、広く県民に受け入れられるように「万引きのないまちづくり宣言」としました。また、宣言の柱の1つが万引きされないお店づくりです。現在、スーパー等の販売方法は、お客様が商品を手に取って、気に入ったものを買い物かごに入れて、レジで精算するセルフサービスが一般的です。この販売方法は、お客様が自由にお買い物ができる、お店にとってもコスト負担が少ない大変便利な方法ですが、万引き犯罪の面からは若干問題があります。お店がセルフサービスの販売方法をとる場合は、店側も万引きされにくいお店づくり、売り場の管理をする責任があると思います。対面販売なら万引きをしなかったのに、セルフ販売で売り場が雑だったため、つい万引きをしてしまったというようなことがあれば、少し「罪つくり」だと思います。万引きをされないお店づくりには、このようなお店の責任を問う考えを踏まえています。そしてこの「万引きのないまちづくり宣言」は、全国的な流れなどを勘案し、震災後に行われた総会で適宜な時期に行うとしてきました。年末商戦と警察の年末警戒を迎える12月上旬、当協議会小刈米淳一会長より、県警本部生活安全部長へ宣言を行いました。当日のニュースでテレビ放映され、新聞にも載ったので社会へのアピールもできたと思います」

今後の活動について

「1つめは『万引き防止の手引き』活用です。この本をできるだけ多くの店に活用して貰おうということで、殆どの小売店に配っています。これを活用して、成果事例をお互いに交流して、お店段階での万引き防止対策を充実させたいと思っています。2つめは行政や学校での万引き犯罪防止の啓蒙活動推進です。教育委員会、学校と連携して学校教育の中で万引き防止を取り上げて貰いたい。そのため『万引き防止の手引き』を先生方のテキストとしての寄贈を考えています。そして高齢者の万引き防止対策ということで、社会福祉協議会、老人クラブとの連携も考えています。これらの取組みは個々にやるのではなく、地域単位の連携活動の中で組み入れていく。そうすれば、より効果が高まるのではということで、モデル地域を設定して活動を進めていきたい。そして、最近当協議会へ各方面から色々な問い合わせ、依頼がきています。例えば、盛岡少年院から入所者に対して話をして欲しいということで、2月下旬に伺います。また、家庭裁判所や県立図書館から手引きの注文を頂くといった反応があります。我々はこのような機会を利用して、各方面へメッセージを発信して、万引き犯罪への啓蒙をはかっていきたいと思っています。

この他、今後の活動で実施したいこととして、万引き犯罪情報共有システムの構築、お店の従業員向け、お客様向けの万引防止啓蒙ツールの案もあります。

万引き犯罪防止は息の長い、終わりのない活動です。私たちスーパーマーケットの商売と同じで商い＝飽きないです。飽きないように継続して活動するためにはどうするかということで、組織作りと活動内容に工夫が必要です。こうしたことを考えて活動しています」